

政令第百十一号

税関関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四十六条及び関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百条の規定に基づき、この政令を制定する。

税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の五を次のように改める。

（自由貿易地域等に係る手数料の軽減等）

第十三条の五 税関長は、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。以下この条において「沖振法」という。）第四十五条第二項（総合保税地域の許可）の規定により総合保税地域の許可を受けた者が法第百条第二号（手数料）の規定により納付すべき手数料については、沖振法第四十六条（手数料の軽減）の規定により第四条第一項の規定により計算される額の二分の一に相当する額を軽減することができる。

2 税関長は、沖振法第四十五条第三項（保税蔵置場等の許可）の規定により保税蔵置場又は保税展示場の許可を受けた者が法第百条第二号（手数料）の規定により納付すべき手数料については、沖振法第四十六

条（手数料の軽減）の規定により第二条第一項の規定により計算される額の二分の一に相当する額を軽減することができる。

- 3 税関長は、沖振法第四十五条第三項（保税蔵置場等の許可）の規定により保税工場の許可を受けた者が法第百条第二号（手数料）の規定により納付すべき手数料については、沖振法第四十六条（手数料の軽減）の規定により第三条第一項の規定により計算される額の二分の一に相当する額を軽減することができる。
- 4 前三項の規定による軽減の基準となる事項は、当該総合保税地域、保税蔵置場若しくは保税展示場又は保税工場の許可の日（同日後当該事項について変更があつた場合においては、その変更の日の属する月の翌月の初日）における当該事項によるものとする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 改正後の税関関係手数料令（以下「新令」という。）第十三条の五の規定は、沖縄振興特別措置法第四

十五条第二項又は第三項の規定により新令第十三条の五第一項から第三項までに規定する総合保税地域、保税蔵置場若しくは保税展示場又は保税工場（以下「総合保税地域等」という。）の許可を受けた者が関税法第百条第二号の規定により納付すべき平成十四年四月分以後の当該総合保税地域等の許可に係る手数料について適用する。

3 この政令の施行前に改正前の税関関係手数料令（以下「旧令」という。）第九条第三項の規定により前項に規定する者が納付した平成十四年四月分の同項に規定する総合保税地域等の許可に係る手数料の額が新令第十三条の五の規定を受けて納付すべき同月分の当該総合保税地域等の許可に係る手数料の額を超えることとなるときは、当該超える部分の額は、その者が関税法第百条第二号の規定により納付すべき同年五月分のこれらの手数料の額に充当する。

4 この政令の施行前に旧令第十四条第三項の規定により第二項に規定する者が平成十四年四月分以後の同項に規定する総合保税地域等の許可に係る手数料として前納したこれらの手数料の額が新令第十三条の五の規定の適用を受けて納付すべき当該前納した期間に係るこれらの手数料の額を超えることとなるときは、当該超えることとなる部分の額は、その者が関税法第百条第二号の規定により納付すべき当該前納した

期間後の月分のこれらの手数料の額に順次に充当する。